

A39 厚生労働省のホームページにある「社団(出資限度額法人を含む)・財団医療法人定款例」によると、「医療法人〇〇会」と示されています。

【解説】

都道府県により、医療法人の名称に対する指導内容は異なりますが、医療法の広告規制を基本的な考え方として指導を行っているようです。よって、誇大な名称や公の秩序又は善良の風俗に反する名称は認められません。また、既存の医療法人の名称と同一のものであったり、紛らわしいものであったりすることも認められません。

なお、多くの都道府県で病院又は診療所等を1つだけ開設する医療法人の場合は、「医療法人〇〇〇〇医院」としても差し支えないと指導しているようです。都道府県によっては、診療所を1つだけ開設する医療法人の場合は、原則として開設しようとする診療所の名称を医療法人の名称に含めることを指導されます